

平成19年 第2回沼田町議会臨時会 会議録

平成19年 5月16日(水)

午前10時02分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	杉 本 邦 雄	議 員	1 番	津 川 均	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	高 田 勲	議 員
	4 番	大 沼 恒 雄	議 員	5 番	絵 内 勝 己	議 員
	6 番	上 野 敏 夫	議 員	7 番	橋 場 守	議 員
	8 番	中 村 保 夫	議 員	10 番	渡 辺 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 西 田 篤 正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	藤 間 武 君	総務課長	金 子 幸 保 君
地域開発課長	神 憲 彦 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	生 沼 篤 司 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課長	谷 口 勲 君	和風園園長	浅 野 信 行 君
旭寿園園長	橋 英 則 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 松 田 剛 君 次 長 栗 中 一 弘 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金 平 嘉 則 君 書 記 斉 藤 真 二 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 28 号	特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について
議案第 29 号	沼田町自動車学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 30 号	平成 19 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 31 号	沼田町就農支援実習農場椎茸発生棟建設工事（建築主体）の請負契約について
議案第 32 号	町道旭町公園線歩道拡幅工事（その 1）の請負契約について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）おはようございます。これより本日をもって招集されました、平成19年第2回沼田町議会臨時会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、高田議員、4番、大沼議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(専決処分の承認)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、承認第2号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成19年5月16日提出、町長名でございます。次の頁をお開きをお願いしたいと思います。

〔以下、議案書のとおり朗読〕

○財政課長（辻山典哉課長）次の頁をお開きをお願いと思いますが、まず今回のこの専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律、それから地方税法施行令の一部を改正する政令、並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令。こういった法、省令が平成19年3月末日にそれぞれ交付されまして、4月1日から施行されることになってございます。このことによりまして、改正準則に基づきまして、所要の町税条例の改正を行い、専決処分とさせていただいたものでございます。改正条例案の朗読につきましては、省略をさせていただきまして、お手元に主なポイントというペーパーを1枚お配りさせていただいてございますので、これをご覧

いただきたいと思います。今回の税制改正は、小規模な改正に留まっておりますが、主な内容としては住宅のバリアフリー改修に伴います固定資産税の減額措置、これの創設が主なものでございます。住宅のバリアフリー改修に伴います固定資産税の減額措置でございますが、平成19年4月1日から平成22年3月末日までの間に一定のバリアフリー改修が行われた住宅につきましては、翌年度分の税額を3分の1減額をする。100㎡分までを限度と致している訳であります、こういった改正でございます。これら要件につきましては、主な内容に記載のとおり次のいずれかのものが居住する既存の住宅ということでございまして、65歳以上の者、要介護認定又は要支援を受けている者、障害者でございまして、これらの者が居住する次の工事、1番から8番まででございますが、それぞれの工事を行って、補助金等を除きます自己負担が30万円以上のもの。これが該当をする訳でございまして、3分の1の減額を受けられる要件になってございます。この固定資産税の改修の創設が今回の税制改正の主な内容でございます。

その他、ペーパーの方には記載はしてございませんが、住民税関係につきまして配当割課税、株式の配当に対する課税でございますけれども、これにつきましては本則の税率、住民税5%と今なっているところでございますが、軽減税率を現在適用致してございまして、住民税が3%となつてございます。この期限が平成20年3月末日までということで、法律がなつてございますが、これを1年延長して平成21年3月31日までとする改正でございます。その他もう一点、株式譲渡割の譲渡所得割課税でございますが、これにつきましても本則の税率は5%でございます。ところが現在は軽減税率適用で3%となつてございまして、これにつきましても適用期間を平成20年の12月31日まで1年間延長させるという改正になってございます。この他地方税法の改正によりまして、文言等の整理、条文等の整理を行っているものでございます。以上ご審議のほどよろしくお願い致します。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑の入りです。質疑ありませんか。はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員）横山です。あの、今のバリアフリーの関係ですけど、途中でお亡くなりになったとか何とかということになると、どんな感じになるか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）現在ですね、この創設制度の運用に関しまして、国の方から細かい基準等がまだ示されていないのが現状でございまして、これらその運用基準等が国から示された段階につきまして、住民の皆さんに早急にお知らせを致したいという風に思つてございます。今、横山議員の方からご質問のありました件につきましても、今ここでちょっと即答ができないということをお許しをいただき

たいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。他にありませんか。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）きちっと説明を聞いてなくて申し訳ないですが、附則第19条第1項中の証券取引法とあるんですけど、このところは、証券取引によって得た収入に対する税率が非常に低いと言われているんですよ。それでこれは言ってみれば証券取引だとか、そういうことで沼田でこれに関わるような人がどのくらい居るかな、と思うんですよ。なんか、これ違うのかな。7人で200億円ぐらいの減税になるという、その部類のやつなのかどうか、ちょっとその辺わかりますか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）これは住民税関係のいわゆる株式の配当、或いは譲渡所得、これに関しての沼田町民の中で課税されている人というのは数人、配当については数にでございます。あの、譲渡所得については若干居るとは思われますけど、基本的には配当割課税についてはほとんど数人というところが該当される方でございます。その他、後段のご質問については、若干手持ち等の資料を持ち合わせてございませんで、調査してございませんで、ちょっとお答え出来かねるということをお許しいただきたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。他に質疑ありませんか。それでは質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。橋場議員。

○7番（橋場 守議員）これは住民税の方なんですよね。それで、所得税の方についても、大金持ちの優遇減税というのがあるんですよ。それと結びつくような内容に聞こえてしまうんでね、これはちょっと賛成できないね。あの、バリアフリーのね、最初の方の、これについては当然賛成しなければならないんだけど、総体として大金持ちの減税というのはやられているんで、やはりそこからはきちんと税金を取る必要があると思うんでね、それに関わる内容と思えるので、一応反対しておきます。

○議長（杉本邦雄議長）他に討論ありませんか。討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第2号は承認することにご異議無い方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（杉本邦雄議長）はい、挙手多数により本案は承認されました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、承認第3号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成19年5月16日提出、町長名でございます。次の頁をお開きを願いたいと思います。

〔以下、議案書のとおり朗読〕

○財政課長（辻山典哉課長） 次の頁をお開きを願いたいと思います。国民健康保険税条例の専決処分につきましても、先程の町税条例と同じ様に、地方税法等の一部を改正する法律、或いはそれらの施行令の一部を改正する政令、同じく施行規則の一部改正、こういった省令等が平成19年3月末日にそれぞれ交付されまして、4月1日から施行されることになったことから、改正準則に基づき所要の条文の改正を行い専決処分とさせていただいたものでございます。改正内容につきましては、一部改正する条例に記載のとおり医療分の超過限度額が、現行53万円でございますけれども、これが56万円に改正になるものでございまして、平成19年度以後の年度分の保険税につきまして適用になるものでございます。以上ご説明申し上げましたので、よろしくご審議のほどお願い致したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑の入ります。質疑ありませんか。はい、横山議員。

○2番（横山忠男議員） これはあの、国民健康保険だから反対する訳ではないんだけど、後期高齢者保険というか、あれが出来てくると思うんだけど、それとの繋がりというか、全然関係無いものではないよね。

○議長（杉本邦雄議長） はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） はい。後期高齢者医療の関係につきましては、平成20年4月ということでありまして、現行の改正条例とは整合しない現行の状態のままでございます、この改正については関連が無いということでご理解を頂きたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長） 他に質疑ありますか。橋場議員。

○7番（橋場 守議員） 医療限度額と言ったよね。

○財政課長（辻山典哉課長） 医療分です。

○7番（橋場 守議員） 医療分限度額というんでしょ。保険料とどういう関係になるんですか。

○議長（杉本邦雄議長） はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 国民健康保険税の中で徴収をさせていただいているものは、医療分と介護保険分、この二本立てになっておりまして、それぞれ限度額が持っております、介護分につきましてはもう既に改正してございまして、今回は医療分についての限度額改正でございます。

○議長（杉本邦雄議長） はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）そうすると、保険税が3万円高くなると、最高限度額がね、ということなんだね。それでね、質問しますけれども、是非国が改正したからといって、その町の国保税も改正する必要が無いんだよね。それで国民健康保険に今基金は大体どれくらいあるんですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）基金の関係は私の方から説明させていただきますが、今基金については2億をちょっと超えています。

○議長（杉本邦雄議長）よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）はい、上野です。あの、平均56万円になるとした時に、特に農業をやっている方はおそらくこの数字に当てはまるような気がしますけども、この3万円上げることによって、税収はどのくらいになるか教えていただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい、正確には6月の税率改正の折に今細かい整理ができると思うんですが、現状で単純計算を致しまして、この超過に影響する世帯、概ね75世帯という風に推計致してございます。3万円でございますので、増額影響になるのが225万円、こういう試算をしております。これはあくまでも今現状で分かりえるなかでの推計数字でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。

○6番（上野敏夫議員）ひあ。

○議長（杉本邦雄議長）他に質疑ありませんか。無いようですので質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○7番（橋場 守議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）基金が2億円あるというんですよね、それで1年間で増額される3万円増で225万円だということであれば、基金を取り崩してそのままで行くべきだと私は思うので、まああの、もちろん取れる収入のある人から税金を取るのが建て前ですけども、この保険税の場合ちょっと農家の人たちのね、収入があっても大変な状況になっているので、できれば2億円の基金を取り崩してやるべきだと思って、反対致します。

○議長（杉本邦雄議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）はい、意見がありませんので討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（杉本邦雄議長）はい、挙手多数により本案は承認されました。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、議案第28号。特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）はい。議案第28号、特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例を提出する。平成19年5月16日提出、町長名でございます。

条文の中身でございますけども、今回今まで特例条例、特別職の条例と一般職であります教育長の特例条例ということで二本立てで議決をいただいております。この関係をですね、一本化にしてまた第1条の第1項中の平成15年の7月1日から平成19年の4月30日までの3年10ヶ月間、特例ということでございましたけれども、これを平成19年の5月1日から平成23年4月30日までの4年間に延長するものでございます。また、そのその中身でございますけども、今ほど申し上げましたとおり、特別職と一般職であります教育長の条例を一本化をしたことによりまして、その中身の文言を整理させていただいたという関係でございます。また、附則の施行期日でございますけれども、4年間ということでございますので平成19年の5月1日からあ適用させていただきたいということと、附則2番目の先程申し上げましたけれども、教育委員会教育長の給与等に関する条例については、この際廃止させていただくという中身でございますので、ひとつよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）6番、上野です。あの今、特例を延長するという説明で、今までと給料がそう変わらないように思うんですけど、ほんとにこの財政が大変なのは分かりますし、また町民もすごく負担を色んな面で、細かいお金ですけど結構あちこち負担が多くなってきて、更に近隣の町村といったら悪いんですけど、深川市長又は滝川市長、各首長はそれなりに自ら削減しているニュースが聞かれるなかで、特例は延長で先月もらっている給料と今月もらうお給料とそう変わらないように私は思うんですけど、その辺町民の気持ちを汲み取ったなかで、もう少し下げる気持ちはなかったのか聞かせてください。

○議長（杉本邦雄議長）総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）この特例条例はですね、特別職の給与に関する条例と

というのが前段にございまして、ここで第3条で町長については83万円、副町長でございすけども66万9千円というかたちになってございます。これをですね、特例条例で今回町長につきましては75万円、副町長につきましては62万円、教育長につきましては56万8千円というかたちにしてございますので、従来から頂ける給料の関係については削減しているというようなかたちになってございますので、ひとつよろしくご理解のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、上野議員。

○6番（上野敏夫議員）はい、上野です。3条による条例によって町長の給料83万円という、この条例をこの基本的な数字を変えることはできない、75万円になるという説明を受けたんですけど、83万円を75万円に条例を変えてしまうことは無理なんではしょうか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）そういうことも可能ではありますが、今ご提案申し上げているのはですね、前段で決めてある報酬について引き続き期間を延長してですね、また教育長の特例条例も合わせて簡素化して一本化するという提案でございしますので、その点についてはご理解をいただきたいな、という風に思います。また上野議員がおっしゃられたとおりですね、他町の動向等もございす。これらについては、よく首長ともご相談しながら考えて行きたいという風に思いますので、よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）他に質疑ありませんか。質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第28号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、議案第29号。沼田町自動車学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）はい。議案第29号、沼田町自動車学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町自動車学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成19年5月16日提出、町長名で

ございます。

この関係につきましては、改正条文の中身につきましては省略させていただきます。内容でございますけれども、今回道路交通法の改正によりまして、免許の区分が大型免許と普通免許の間に新たに中型免許が新設されました。それに対応して自動車の区分や受験資格等も見直しし、教習料金につきましても、同業他校、これは旭川方面本部でございますけれども、参考に料金を新設し普通、大型大特についても若干の見直しをさせていただいたという関係でございます。中身でございますけれども、別表の第7条を見ていただきたいと思いますけれども、ここでいう若干見直しをした分でございますけれども、普通科の授業料で無しということで、入学申込金が2万1千円となってございます。以下も同じ金額でございますけれども、従来これが1万5,750円というかたちでございました。他校との状況を見ますと、うちの場合、若干安かったのかなということもございまして、今回中型車の設定と同時にこの分を5,250円ほど値上げさせていただいたという関係でございます。ちなみに、普通車のマニュアル車で初心者が受験をした場合、総額で大体標準的な金額でございますけれども、26万400円ほどかかります。オートマチックが24万5,910円、学生割引でございますけれども、これについては24万4,650円、学生割引の国士舘大学が20万円、それから拓大が18万4,650円というような価格の設定になってございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認めます。質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第29号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第7、議案第30号。平成19年度沼田長一般会計補正予算について議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。議案第30号、平成19年度沼田町一般会計補正予算について。平成19年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成19年5月16日提出、町長名でございます。別冊の補正予算、一般会計補正予算の第1号補正予算、第1頁の方をお開きを願いたいと思います。

(以下、補正予算(第1号)1頁を朗読。(2項以降省略))

○財政課長(辻山典哉課長) まず、7頁歳出の方をお開き願いたいと思います。後ろから2枚目でございます。まず歳出であります。6款農林水産業費12目の地籍調査費で62万円を追加補正をするものでございます。これにつきましては、委託料の増額でありますけれども、国の国庫補助事業で執行している事業であります。労務単価が増額の改定がなされまして、これに伴いまして事業費の増額となったものでございます。次に14目の農地再編整備事業費であります。81万7千円の増額でございます。これにつきましては、賃金で臨時職員の雇用分81万7千円を増額補正をした訳でございますが、これが事業実施した場合の休耕によります損失、こういった影響シュミレーション事務、まあこういう事務量が増加をしていくということによりまして、臨時職員の雇用を致すものでございまして、財源的には全額国庫補助金のなかでございます。次に13款職員費1目職員費であります。351万3千円の減額でございます。給料以下職員手当、共済費それから福祉協会の負担金まで、それぞれ減額をしてございますが、先程議決をいただいております特別職の職員の給与に関する特例条例の一部改正、これによりまして減額となるものでございます。手当及び共済費負担金につきましては、給料減額によります跳ね返り影響による減額でございます。以上が歳出の説明でございまして、次、前の頁6頁をお開きを願いたいと思いますが、歳入でございます。

まず歳入では、16款道支出金4目の農林水産業費道補助金であります。95万2千円の増額でございます。農業費補助金と致しまして、先程ご説明申し上げました地籍調査事業の補助金、これが増額になってきてございます。申し上げましたとおり、国における労務単価等の改定による増額分、或いは一部事務の補助対象期間の増と、延長というなかで補助金が増額になっているものでございます。次に上段の11款地方交付税であります。302万8千円を減額をしたものでございます。これにつきましては、歳出充当の一般財源の減額分、これにつきましては地方交付税を減額を致しまして、収支の均衡を図ったものでございます。以上が補正予算第1号の補正内容でございます。以上よろしくご審議のほどお願い致したいと思います。

○議長(杉本邦雄議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場議員。橋場議員が先に手を上げていたので。

○7番(橋場 守議員) 7番、道の補助金、まあ給与改正ということで労務費が増やされたんだけど、時給いくらになっているかですね、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。それと、各労働組合なんかで最低賃金を時給1千円にすれと

いう要求があるんですね。これになった場合に大変補助事業は助かりますよね、町の財源は一般財源から臨時を雇うときには大変だろうけれども、やはり町の活性化というか商店街やなんかの活性化と、是非実現したいと思うんですけども、そこに届いているかどうか心配で、この労務単価かどのくらい上がったのかちょっと教えていただきたい。それからこれ、減らすのはどっか減額した部分ね、302万8千円を地方交付税を減らして減額するんじゃないくて、組み換えということは出来ないものかなと、ちょっとこういうやり方をされると例えば地方税からは引く訳にはいかないんだよね、減らすっていったら地方交付税ということになると、なんか基準財政需要額が減らされてしまうような錯覚が起きるんだけどね、これを考えるとやっぱり組み替えることが必要でないかなと思うんだけど、それは出来ないのか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。労務単価の話でございますけれども、国の基準の労務単価がどういう改定になっているのか、ちょっと手元資料ございません。当町がいわゆる臨時として賃金を支払う場合、標準賃金単価を設定をしております。一般事務職でございますと、日額でございますが5,200円が設定でございます。最低賃金についてはクリヤはされてございます。それと、もう一点地方交付税で調整をしないで組み替えをというお話でございます。従前から地方交付税をこういう風に、いわゆる財源調整を行う財政としての技術的なやり方ということとはご説明をさせていただいたところでございますが、今回たまたま特別職の人件費の減額が大きいなかで交付税を落としたということのご質問のように聞こえる訳でございますが、これにつきましてはこの特別職の減額措置につきましては、いわゆる再生プランに基づく行政改革ということでございまして、これによっていわゆる他の事業財源ということに組み替えるということでは無くしてですね、予算総額の中における一般財源のなかに同化をしていくという風に捉えているということから、交付税を減額処理をして収支の均衡を図ったという風に、私共そのことが適当という風に考えて予算編成を致してございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）地方交付税はおそらく、この300何ぼ減らしたんですけども、歳入の方でね、減らしたけれども、当然この部分増額するはずなんだよね。だからね、なんか引っ込めてまた持ってくるというそんなことしないで、そのものを福祉の方にまわすとか組み替え予算が出来ないのか、まあ面倒くさいことになるんだろうけれども、出来ないのかなと思うんですがどうですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）はい。この予算自体の動きで基準財政需要額がどうのこうのなる話では無いというのはご理解いただけたと思います。現状ですね、いわ

ゆる福祉施策、住民サービス等にかかる一般財源について税等充当している訳でありますけれども、結果的に新たな事業を起こすということでないとするれば、当然のごとくこういった一般財源が本来それぞれの住民サービスにあたっていくものという風に捉えていまして、もっとマクロ的にものを考えなければ基金取り崩し等も予算を見てございますので、最終的な決算整理のなかでは今議員がおっしゃられたような財源として活用されていくものという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員よろしいですね。大沼議員。あ、いいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認めます。質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第30号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第8、議案第31号。沼田町就農支援実習農場椎茸発生棟建設工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）議案第31号、沼田町就農支援実習農場椎茸発生棟建設工事の請負契約について。

（以下、議案書のとおり朗読）

○建設課長（谷口 勲課長）今回の工事につきましては、昨年から進められております就農支援実習農場の一部であります椎茸発生棟3棟を建設するものであります。よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）発生棟3棟の1棟の広さをとりあえず教えていただきたい。それからこれは記憶違いかどうかあれなんだけれども、指名競争入札の場合の、その今5社入ってますが、この場合全部ね、経常企業体でなかったら駄目だという風になんか記憶があるんだけど、それは記憶違いかな。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長） 1棟の大きさ、面積でございますが、幅9メートル、長さ30.6メートルで275.4平方メートルでございます。それから業者の関係でございますが、経常企業体とですね、単体の業者これは同一のものということで取り扱うということで、なんら問題無いということでございます。

○議長（杉本邦雄議長） よろしですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第9、議案第32号。町道旭町公園線歩道拡幅工事（その1）の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長） 議案第32号、町道旭町公園線歩道拡幅工事（その1）の請負契約について。

（以下、議案書のとおり朗読）

○建設課長（谷口 勲課長） 本工事は昨年から引き続き、地域住民の方が安全に通行できる為の歩道工事でございます。よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員） この場所なんですが、ちょっと確認したいんですが、田島公園の275の信号から和風園に入ってくる道路ですよ、それで今回ね、その続きをこっち側にもってくるという意味なのかな。

○議長（杉本邦雄議長） はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長） 昨年から引き続きましてですね、プールのカーブ屈曲ですね、そこから宮脇建設さんの前の道路の交差点まで、元のアサヒ建設の事務所でございますが、その終点までですね、工事をする予定でございます。

○議長（杉本邦雄議長） はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員） ちょうど和風園の道路ということになるかと思うんだけど

も、和風園の道路側は非常に綺麗だと思うんだけど、それを広げてもってくるのかもしれないんだけどね、あのちょうど曲がり角、これから工事すれば綺麗になるかもしれないけれども、和風園側の曲がり角というのは、膨らんだまんま、それともあれを綺麗にしてくるという考え方、ちょっと分かります言っている事。

○議長（杉本邦雄議長）はい、建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）和風園も同じ車道の幅員、歩道の幅員で真っ直ぐもってまいります。

○4番（大沼恒雄議員）いいですか、議長。

○議長（杉本邦雄議長）はい。

○4番（大沼恒雄議員）今、田島公園の方から来ると、こういう風に変なカーブになっているんだよね、分かります。それで変なカーブになっているんで、ただ和風園の方の歩道っていうのは非常に綺麗なんですよね、今ね。だけど和風園の方から来ると膨らんでこういう入り方してる、あれを直すか直さないかという感覚なんですけど。

○議長（杉本邦雄議長）はい。神課長。

○地域開発課長（神 憲彦課長）あの、私の方からちょっとご説明させていただきますが、実はですね、今回の改良工事、まず道路センターがあります去年改修したとこの道路センターと現況の道路センターが1メートルずれております。最終的には全部南側に1メートル道路センターをずらします。そうすると今のこういうカーブが全て真っ直ぐ通ります。尚且つ今回の道路改良につきましては、歩道が今1.5メートルの歩道なんですけど、これを北側も2.5メートル、南側も2.5メートル広げて、ちょうど和風園のあの歩道にぶつかるような格好で設計をさせていただいておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認めます。質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。
これにて平成１９年第２回沼田町議会臨時会を閉会致します。どうもご苦労様でした。

１０時５１分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員